



～事業着手から半世紀～

一関遊水地事業に伴う地役権補償に関する協定書調印式が開催されました。



12月7日（月）に、一関市内のホテルに関係者約50人が出席して調印式が行われました。

調印式では、一関市北上川治水地権者会の須藤彌志正会長、一関遊水地平泉地区地役権協議会の石川文士良会長が国土交通省 東北地方整備局の梅野修一局長と協定書を取り交わしました。

◀協定書を取り交わす様子
 （左二人目から）石川文士良会長と達増拓也知事
 梅野修一局長と須藤彌志正会長

〇一関遊水地事業に伴う地役権補償に関する協定書について

一関遊水地では、遊水地内の土地を買い取らず、「地役権」を設定します。「地役権」とは、契約で定めた目的に従って、他人の土地を自己の土地のために利用する権利です。これにより、通常時は、従来と同様に農地等として利用していただき、大洪水時には、流水を貯留して洪水を調節します。

「一関遊水地事業に伴う地役権補償に関する協定書」は、事業の円滑な推進に資するため、地役権設定の目的や土地の利用制限、補償額の算定基準等について、地権者団体と国が合意した証として締結するものです。

なお、本協定を締結した後、地権者（土地名義人 約2,000名）の方々との地役権設定契約の個別協議を開始します。

協定締結までの経緯

年 表	内 容
昭和47年	一関遊水地事業着手
昭和49年	第2遊水地家屋移転開始
昭和50年	第3遊水地家屋移転開始
昭和51年	第1遊水地家屋移転開始
昭和55年	一関遊水地起工式
昭和63年	一関地区周囲堤（一次）暫定締切記念式
平成 3年	第1遊水地周囲堤（前堀地区）二次暫定盛土完成
平成 4年	一関遊水地周囲堤締切式
平成18年	第1遊水地の小堤着工
平成19年	第2・3遊水地の小堤着工
平成29年	地役権説明会開催
令和元年	地役権説明会（地役権設定スケジュール）開催
令和 2年	地役権設定に係る補償について説明会開催 地権者団体から同意 一関遊水地事業に伴う地役権補償に関する協定締結



現在の一関遊水地全景